ひとり親家庭にエールを届ける



_ L ながさき通信 No.115

2024年12月

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

特集 YELLの定期法律相談のQ&A

みなさん、こんにちは。

今回は、YELLながさきが毎月行っている「無料定期法律相談」についてお話いたします。

YELL ながさきでは、日々さまざまなご相談をお受けしています。「養育費を滞りなく受け取るには、どうした ら良いでしょうか」「離婚したいけど、何をどう取決めしたらよいか教えて欲しい」「親権について相談した い。法律上のことについて教えてほしい」等、ご相談内容はさまざまです。離婚した場合のひとり親になる 不安や養育費・親権・親子交流・財産分与・借金問題等、法律上の問題も含まれています。

YELL ながさきでは、専門相談員による相談のほかに、弁護士による定期法律相談を毎月第3水曜日に実施 しています。法律相談をお考えの皆様が、安心してスムーズにご相談いただけるよう、お問い合わせが多か った内容を中心にQ&Aでご紹介します。

■法律相談Q&A

- Q. YELL ながさきの利用は初めてです。法律相談を申し込みたいのですが、どうしたらいいでしょうか。
- A. まずは、YELL ながさきの登録が必要です。ご登録された後ご予約いただきます。
- Q. 前日や当日の予約は可能ですか?
- A. 事前予約制となっています。限られた相談時間を有効に活用していただきたいので、 事前予約の際に、相談したい内容をお伺いいたします。但し、当日予約時間の空きが あり担当弁護士の了承が取れた場合は、当日予約でも受けることが出来る場合もあります。
- Q.いつでもできますか?費用は?何回でも利用できますか?
- A.月に一度、毎月第3水曜日に実施しています。費用は無料で、おひとり様1回30分のご利用が可能です。 但し、事前聞き取り内容によっては1時間の相談が可能な場合があります。
 - また、裁判や調停などで、日程がどうしても合わない場合はご相談ください。
- Q. 既に YELL ながさきに登録しています。直接、法律事務所に連絡をとって相談できないでしょうか?
- A. その場合は、直接弁護士との依頼関係になりますので、YELL ながさきの無料定期法律相談ではなくなり ます。 そのため、相談者ご本人の費用負担が発生します。
- Q. 遠方で来所が難しいです。どうしたらいいでしょうか?
- A. 電話相談やオンライン相談が可能です。法律相談実施日時に弁護士からお電話いたします(通話料のご 負担もございません)。
 - また、地域によっては、出張法律相談会も実施しております。ホームページで随時ご案内していきます ので、ご確認ください。

Q. 小さい子ども連れでも利用できますか?

- A. お子様連れでも安心してご利用できます。スタッフが別室でお子様をお預かりすることも出来ます。 事前にご相談ください。
- Q. 相談したことは漏れませんか?
- A. 私たち専門相談員も弁護士も守秘義務がございます。相談したこと・相談内容など漏れることは一切ご ざいません。安心してご利用ください。
- Q. 法律に関係ないかもしれないけど相談しても良いですか?
- A. まずは、簡単に相談内容をお聞きします。その際に法律相談が必要かどうか判断いたします。 もし、法律相談で対応しなくても良い内容の場合でも、専門相談員がお話をお聞きしますのでご安心く ださい。
- ★無料定期法律相談の弁護士は長年 YELL ながさきで相談を受けてい頂いている弁護士の方々になります。 皆さんの気持ちを第一に考えて話を聞いてくれます。「こんな話でもいいのかな・・」「法律に関係ないかもしれないけど・・」「専門家に話すのは緊張する・・」と思われる相談者の方も、相談後は晴れやかな顔をして帰られる姿をよく拝見しています。

ひとりでは解決することが難しいと思ったら、ぜひ YELL ながさきへご連絡ください。

くお問い合わせ・お申し込み>

電話:095-801-4445

受付:月曜日~金曜日(祝日を除く):午前10時~午後6時

■お知らせ~LINE 公式アカウントによる情報提供を行っています~

YELL ながさきでは、LINE 公式アカウントを開設し情報提供を行っています。また、何かご相談がある場合もLINE でご相談も出来ます。

ホームページやメールマガジンと併せて最新情報を発信していきます。様々な情報をお届けしておりますので、是非ご登録お願いします。

(例) ☆各種講座の情報 ☆ひとり親家庭が活用できる制度等の情報 ☆お問合せいただいた内容の回答等

※右記にある、QR コードから「友だち追加」ができます。 また、ホームページからでも登録可能です。

○ YELL ながさきホームページ https://www.yell-nagasaki.jp/





■年末年始

今年の年末年始は2024年12月28日(土) \sim 2025年1月5日(日)まで休館日になっています。 法律相談等の予約に関しては年明け1月6日(月)からになります。よろしくお願いいたします。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター(YELL ながさき)

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター 県棟2階 TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ https://www.yell-nagasaki.jp